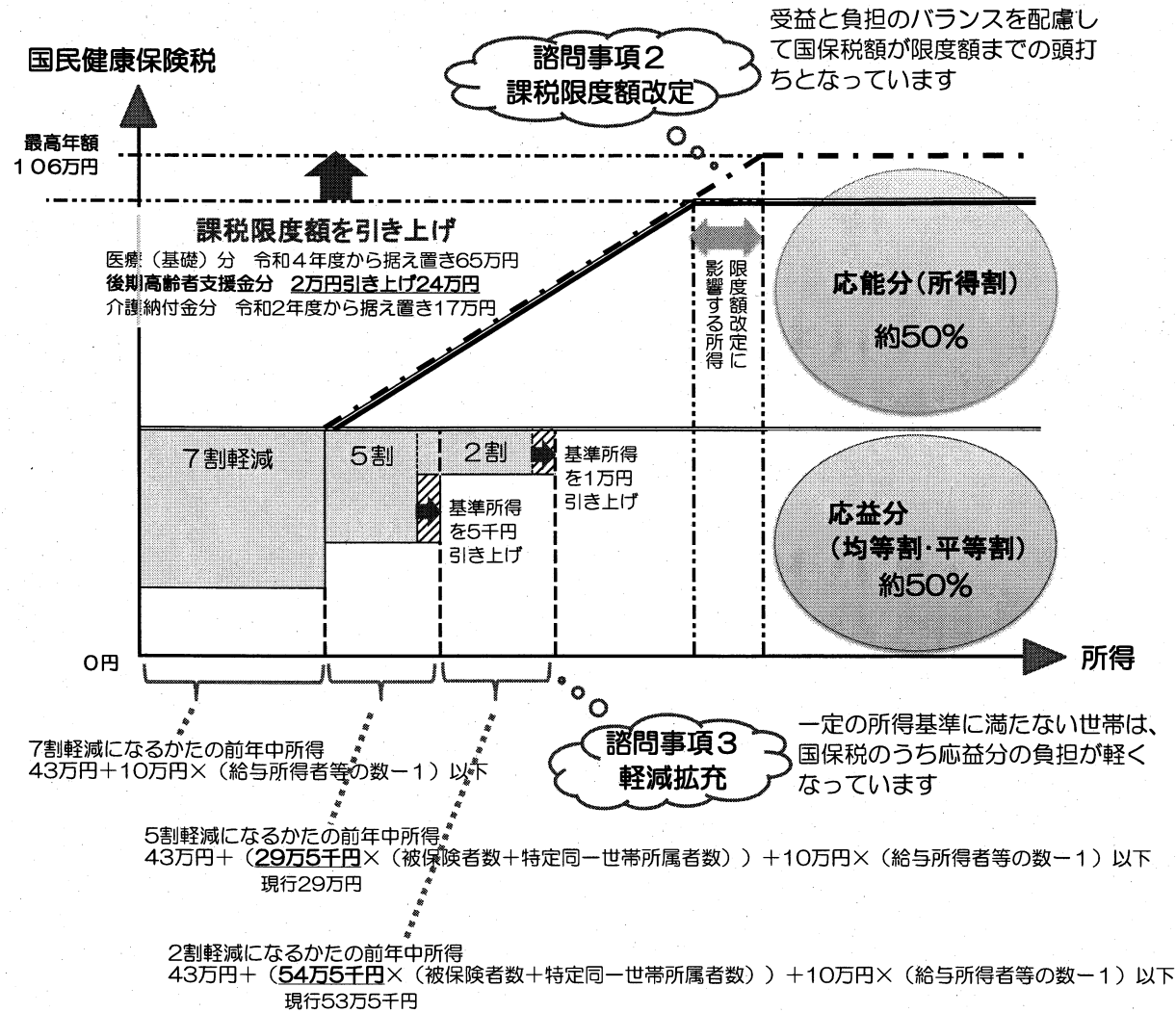


## 制度改正の概要図（諮問事項2及び3関係）

昨年12月22日、令和6年度税制改正大綱が閣議決定され、国民健康保険税（国保税）について、課税限度額と軽減判定所得基準を引き上げる方針が決められました。この見直しについて、年度内に地方税法施行令が改正され、令和6年4月1日から施行される予定となっています。これらの改定について、運営協議会にてご審議を賜りますようお願い申し上げます。



■課税限度額は、被用者保険との兼ね合いから段階的に引き上げる運用ルール（限度額を超える世帯の割合を全体の1.5%に近づける）に基づいています。限度額が適用される高所得の世帯は、引き上げにより国保税が最高年額106万円（最大2万円の増額）となります。医療費の増高を国保税率の引き上げで賄おうとすると、中間所得者層をメインに負担を求める構造になってしまうため、高所得者層にも応分の負担を求めることで、負担感の重い中間所得者層の負担上昇を緩和しようとするものです。

■軽減判定所得基準の引き上げは、物価上昇の影響を考慮して応益分（国保税のうち均等割と平等割）の軽減が受けられる世帯の範囲を拡げるものです。

## 課税限度額と軽減判定所得基準の引き上げによる影響

### (1) 限度額改定の影響を受ける世帯

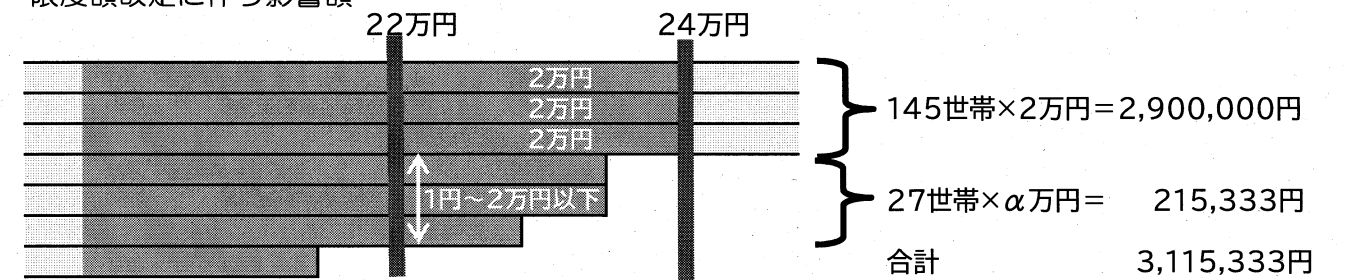
改定の影響があるのは、後期高齢者支援金分の限度額超過世帯のうち、27世帯です。改定により、限度額が適用とならなくなるため、差額の約311万円が国保税収入増となる見込みです。

#### 限度額が適用される世帯数と限度額超過の額

（令和6年1月9日時点で試算、限度額だけの影響を見るため、税率改定は含みません。）

内訳	現行制度 (A)		改定後 (B)		差 (A) - (B)	
	世帯	超過額 (円)	世帯	超過額 (円)	世帯	差額 (円)
医療保険分	132	107,577,875	132	107,577,875	0	0
後期高齢者支援金分	172	46,142,928	145	43,027,595	27	3,115,333
介護保険分	126	32,406,070	126	32,406,070	0	0
合計		186,126,873		183,011,540		3,115,333

#### 限度額改定に伴う影響額



### (2) 軽減所得判定基準の拡充により影響を受ける世帯

拡充により、今まで軽減を受けられなかった世帯が軽減の対象になったり、軽減割合が増えて国保税の負担が軽くなる世帯が増えます。5割軽減と2割軽減の差額合計1,407,586円は、国保税の収入減となります。拡充の影響を受ける46世帯は、所得割のかかる5,631世帯の約0.82%に当たります。

#### 軽減が適用される世帯数と軽減税額

（令和6年1月9日時点で試算、軽減の拡充だけの影響を見るため、税率改定は含みません。）

5割軽減	現行制度 (C)		軽減拡充後 (D)		差 (D) - (C)	
	世帯	軽減額 (円)	世帯	軽減額 (円)	世帯	差額 (円)
医療保険分	1,279	38,880,533	1,302	39,533,684	23	653,151
後期高齢者支援金分	1,279	14,236,000	1,302	14,475,200	23	239,200
介護保険分	451	4,355,550	461	4,441,050	10	85,500
合計		57,472,083		58,449,934		977,851

2割軽減	現行制度 (E)		軽減拡充後 (F)		差 (F) - (E)	
	世帯	軽減額 (円)	世帯	軽減額 (円)	世帯	差額 (円)
医療保険分	1,150	14,183,445	1,173	14,490,500	23	307,055
後期高齢者支援金分	1,150	5,194,800	1,173	5,307,220	23	112,420
介護保険分	376	1,434,660	379	1,444,920	3	10,260
合計		20,812,905		21,242,640		429,735